

●香川県告示第224号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年6月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成22年4月1日	医療法人社団健童会ほそだ こどもクリニック	丸亀市今津町726番地5
平成22年4月1日	宮野病院	丸亀市中府町4丁目13番28号
平成22年4月1日	かわい歯科	丸亀市綾歌町富熊2448番地3
平成22年4月1日	医療法人社団育成会鈴木歯 科クリニック	丸亀市飯山町川原1068番地5
平成22年4月1日	めーぷる薬局	丸亀市土器町東9丁目156番地
平成22年4月1日	KCかがわ調剤薬局	さぬき市寒川町神前1524番地3
平成22年4月12日	華山ファミリークリニック	さぬき市寒川町神前1526番地1
平成22年4月22日	おおやま耳鼻咽喉科	丸亀市土器町東9丁目156番地
平成22年5月1日	おおさわ歯科医院	坂出市川津町2698番地5
平成22年5月1日	しろがね薬局	坂出市白金町3丁目6番15号
平成22年5月6日	なつめ調剤薬局	綾歌郡宇多津町浜五番丁56番9